令２香南告示第26号

香南市水道水源保全条例施行規程を次のように定める。

令和2年11月13日

　香南市長　清藤　真司

香南市上下水道事業管理規程第13号

香南市水道水源保全条例施行規程

（趣旨）

第１条　この規程は、香南市水道水源保全条例（令和２年香南市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（水道水源保全地域の指定等）

第３条　条例第７条第１項に規定する水道水源保全地域は、次に掲げる区域とする。

(１)　水道水源地から半径200メートル以内の区域

(２)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

（対象行為）

第４条　条例第８条第１項の市長が定める対象行為は、次に掲げるものとする。

(１)　建築工事において深さ10メートルを超える地下工事で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア　杭打ち工事

イ　地盤改良工事

ウ　ア又はイに掲げるもののほか、水道水源の水質の保全又は水量の確保に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める工事及び行為

(２)　地下水採取施設の工事で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア　深さ10メートルを超える井戸等の築造工事

イ　揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上あるときは、その断面積の合計）が６平方センチメートル以上の井戸等の築造工事

ウ　地下水の採取量が日量20立方メートルを超える施設の築造工事

エ　アからウまでに掲げるもののほか、水道水源に近接して井戸等を築造する工事及び行為であって、水道水源の水質の保全又は水量の確保に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの

(３)　その他水道水源に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める施設の設置等

（対象行為の事前協議等）

第５条　事業者は、条例第８条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。次条及び第10条において同じ。）の規定による事前協議をしようとするときは、香南市水道水源保全に係る事前（変更）協議書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　対象行為の計画書及び内容説明書

(２)　対象行為の場所又は区域を明らかにした地積図又は公図の写し

(３)　対象行為の場所又は区域並びに水道水源の取水地点の位置、距離及び高低関係を明らかにした地形図（縮尺１万分の１以上のものに限る。）

(４)　対象行為の場所又は区域及びその付近の状況を明らかにした写真

(５)　対象行為の施工方法を明らかにした図面（縮尺500分の１以上の平面図、立面図、構造図等をいう。）

(６)　前条第２号ウの地下水の採取量が日量20立方メートルを超える施設を設置する事業者及び水道施設に近接する地下水採取施設を設置しようとする事業者においては、採水施設の設置により水道水源に影響を及ぼさないことを証明する調査書類等（調査ボーリングによる地下水位を図示した柱状図、揚水試験による地下水低下調査資料、地下水の採取による周辺への影響調査書等をいう。）

(７)　事業者が法人である場合には、その法人の定款及び登記簿謄本

(８)　その他市長が必要と認めるもの

２　次の各号のいずれかに該当するものは、前項各号に定める書類のうち、市長が認めるものの提出を省略することができるものとする。

(１)　他の法令の定めにより市長に協議しているもの

(２)　協定の内容を変更しようとするもの

（事前措置）

第６条　条例第８条第１項の規定による事前協議に対する市長の回答は、事前（変更）協議回答書（様式第２号）により行い、必要な事項に関して書面により協定の締結を行う。

（一時停止又は中止命令）

第７条　条例第９条の規定による一時停止又は中止命令は、対象行為一時停止又は中止（原状回復）命令書（様式第３号）により行うものとする。

２　事業者は、前項の規定により命ぜられた内容を措置したときは、措置完了届出書（様式第４号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（身分証明書）

第８条　条例第10条第３項の規定による身分を示す証明書は、立入検査身分証明書（様式第５号）によるものとする。

（対象行為の中止等の届出）

第９条　事業者は、水道水源保全地域内で対象行為を中止し、又は廃止しようとするときは、対象行為中止（廃止）届出書（様式第６号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（氏名の変更等の届出）

第10条　水道水源保全地域内で対象行為を行っている事業者又は条例第８条第１項の規定による協定の締結をした事業者は、氏名等に変更があったときは、氏名等変更届出書（様式第７号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。転居、譲渡、借受け、相続、合併その他の理由により変更のあったときも同様とする。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年１月１日から施行する。ただし、第３条及び第４条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　条例附則第２項の規定により条例の施行前に行われる準備行為は、この規程の規定により行うことができる。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

香南市水道水源保全に係る事前（変更）協議書

香南市長　　　　様

事業者

住　所

氏　名

電　話

　対象行為の事前（変更）協議をしたいので、香南市水道水源保全条例第８条第１項の規定により、関係書類を添えて提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為の名称 |  |
| 対象行為の目的 |  |
| 対象行為の場所及び所有者（地番・地目・地積・所有者） |  |
| 対象行為の内容及び計画（変更も含む）規模、構造、使用方法その他必要事項 |  |
| 対象行為の実施（変更）等予定期間 | 着手　　　　　年　　月　　日完了　　　　　年　　月　　日 |
| 備　　考 |  |
|

　添付書類

(１)　対象行為の計画書及び内容説明書

(２)　対象行為の場所又は区域を明らかにした地積図又は公図の写し

(３)　対象行為の場所又は区域並びに水道水源の取水地点の位置、距離及び高低関係を明らかにした地形図(縮尺１万分の１以上のものに限る。)

(４)　対象行為の場所又は区域及びその付近の状況を明らかにした写真

(５)　対象行為の施工方法を明らかにした図面(縮尺500分の１以上の平面図、立面図、構造図等をいう。)

(６)　香南市水道水源保全条例施行規程第４条第２号ウの地下水の採取量が日量20立方メートルを超える施設を設置する事業者及び水道施設に近接する地下水採取施設を設置しようとする事業者においては、採水施設の設置により水道水源に影響を及ぼさないことを証明する調査書類等（調査ボーリングによる地下水位を図示した柱状図、揚水試験による地下水低下調査資料、地下水の採取による周辺への影響調査書等をいう。）

(７)　事業者が法人である場合には、その法人の定款及び登記簿謄本

(８)　その他市長が必要と認めるもの

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

事前（変更）協議回答書

事業者

　　　　　　　　　　　様

香南市長

　　　　　年　　月　　日付けで協議のあった対象行為の実施（変更）については、香南市水道水源保全条例施行規程第６条の規定により、次のとおり回答します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為の名称 |  |
| 対象行為の目的 |  |
| 対象行為の場所 |  |
| 同意条件又は同意できない理由 | ・　対象行為については、別添協定書のとおり同意いたします。・　次の理由により同意できません。 |
| 備　　考 |  |
|

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

対象行為一時停止又は中止（原状回復）命令書

事業者

　　　　　　　　　　　様

香南市長

香南市水道水源保全条例施行規程第７条第１項の規定により、対象行為の実施を次のとおり一時停止・中止（原状回復）するように命ずる。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為の名称 |  |
| 対象行為の場所 |  |
| 一時停止・中止（原状回復）の内容、理由、期限等 |  |
| 備　　　考 |  |
|

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

措置完了届出書

香南市長　　　　様

事業者

住　所

氏　名

電　話

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号により命ぜられた一時停止・中止（原状回復）命令に対し、次のとおり措置が完了しましたので、香南市水道水源保全条例施行規程第７条第２項の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為の名称 |  |
| 対象行為の場所 |  |
| 命ぜられた内容及び措置した内容 |  |
| 措置年月日 | 年　　月　　日 |
| 備　　　考 |  |
|

様式第５号（第８条関係）

立入検査身分証明書

|  |
| --- |
| 第　　　　　号香南市水道水源保全条例第10条第３項の規定による身分証明書職名及び氏名生 年 月 日年　　月　　日香南市長　　　　　　　　　 |

(裏)

香南市水道水源保全条例　　抜　粋

（報告及び立入調査等）

第10条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、第８条第１項の規定により協定の締結をした事業者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

２　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に第８条第１項の規定により協定の締結の対象となった土地若しくは建物に立ち入らせ、当該協議に係る行為の実施状況を調査させ、又はその水質の汚濁等への影響を調査させることができる。

３　前項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（過料）

第12条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(１)　第８条第１項の規定に違反して事前協議及び協定の締結を行わず、又は虚偽の書類により協定を交わし、井戸等の設置その他の対象行為を行った者

　　　 (２)　第８条第５項において準用する同条第１項の規定による協議を行わず、地下水の採取の内容を変更した者

　 (３)　第９条の規定による命令に違反した者

（４） 第10条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

対象行為中止（廃止）届出書

香南市長　　　　様

事業者

住　所

氏　名

電　話

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で同意のあった対象行為の全部（一部）を中止（廃止）したいので、香南市水道水源保全条例施行規程第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為の名称 |  |
| 対象行為の場所 |  |
| 中止（廃止）したい範囲・内容・理由 |  |
| 中止（廃止）の予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 中止（廃止）後の水源保護のために講ずる措置 |  |
| 再開予定の有無 |  |
| 備　　　考 |  |
|

様式第７号（第10条関係）

年　　月　　日

氏名等変更届出書

香南市長　　　　様

変更前事業者

住　所

氏　名

電　話

変更後事業者

住　所

氏　名

電　話

　氏名（名称・住所）を変更し、又は対象行為の地位を承継したので、香南市水道水源保全条例施行規程第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為の名称 |  |
| 対象行為の場所 |  |
| 変更の内容 |  |
| 変更年月日 | 年　　月　　日 |
| 変 更 理 由 |  |
| 備　　　考 |  |
|